

## 文化団体・イベントマッチング事業実施要項

### 1 趣旨

本事業は、日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会を求める文化団体等と県内で開催されるイベントのマッチングを埼玉県芸術文化祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が行うことで、広く県民が文化芸術を鑑賞、体験し、その魅力を身近に感じてもらう機会の拡大に資することを目的に実施するものです。

### 2 対象となる文化団体等

次のいずれかの条件を満たす文化団体等とします。

- (1) 芸術文化ふれあい事業バンクに登録している団体
- (2) 埼玉県文化団体連合会に加盟している団体
- (3) 埼玉県美術家協会
- (4) 県内の文化財等の保護団体
- (5) その他、実行委員会会長が適当と認める団体

### 3 対象となるイベント

次の全ての条件を満たすイベントとします。

- (1) 原則として5月から翌年3月までの間に埼玉県内で実施されるイベント
- (2) イベント主催（共催）者が次のいずれかに該当するイベント
  - ア 国・県及び市町村（独立行政法人等を含む。）
  - イ 学校
  - ウ 公共施設の運営者（指定管理者など）
  - エ 公益法人（宗教法人を除く。）
  - オ 上記2の対象となる文化団体等
  - カ その他、実行委員会会長が適当と認めるもの
- (3) 事業内容が、次の各号の全てに該当するイベント
  - ア 事業が一般の人に公開されるもの
  - イ 政治的・宗教的目的を有しないもの
  - ウ 営利を主たる目的としないもの
  - エ 事業の実施に当たって、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているもの

### 4 マッチングの申込み

マッチングを希望する場合は、文化団体・イベントマッチング事業利用申請書（文化団体等の場合は様式第1号の1、イベント主催（共催）者の場合は様式第1号の2）及び県実行委員会が求める添付書類を提出してください。

## 5 マッチングの決定

県実行委員会事務局がイベント主催（共催）者と出演文化団体等に打診したうえで、県実行委員会会長がマッチングを決定し、様式第2号により通知します。マッチングは、利用申請書に基づいて行い、当該イベントに出演したことのある文化団体等はマッチングの対象から除きます。

なお、マッチング決定後は、原則としてイベント主催（共催）者と出演文化団体等が直接連絡を取り、イベント出演の具体的な調整を行うものとします。

## 6 実施報告

マッチングが決定したイベントの主催（共催）者及び出演文化団体等は、事業実施後2週間以内に実施報告書（様式第3号）を提出することとします。

## 7 出演に係る経費

イベント出演に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費については、5万円を上限として、イベント終了後、文化団体等から県実行委員会に請求することができます。

なお、出演経費を請求する文化団体等は、やむを得ない場合を除き、マッチング決定前に必要額を申し出ることとします。

- (1) 運搬費・レンタル費（出演に必要となる楽器・道具など）
- (2) 出演者等旅費（開催当日の交通費相当額）
- (3) 出演者等食糧費（開催当日の昼食代）
- (4) 消耗品費（ワークショップの材料費など）

## 8 イベントの変更等

マッチングが決定したイベントについて、事業の目的、内容等に変更が生じたとき及び事業が中止となったときは、イベントの主催（共催）者は、速やかにその理由等を報告するものとします。

## 9 マッチングの取消し

マッチングが決定したイベント及び文化団体等について、当初の趣旨に反するなど、当該マッチングが不適當であると認めるに至ったときは、決定を取り消すことがあります。

## 10 その他

マッチングが決定したイベントの主催（共催）者と出演文化団体等が、次のイベント以降、実行委員会を介さず自主的に協働を行うことを奨励します。

### 附 則

この要項は、令和2年9月1日から適用します。